

# 秋の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和4年9月21日（水）～30日（金）

交通事故死ゼロを目指す日：令和4年9月30日（金）

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		

## 運動の重点及び実施事項

重点	子供と高齢者を中心とする歩行者の安全確保	夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止	自転車の交通ルール遵守の徹底	飲酒運転の撲滅
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するの待って、渡りましょう。</li> <li>○ 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。</li> <li>○ 歩きスマホはやめましょう。</li> <li>○ 高齢歩行者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。</li> <li>○ 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。</li> <li>○ 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。</li> <li>○ 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※）</li> <li>○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を着装しましょう。</li> <li>○ 自転車保険に加入しましょう。</li> <li>○ 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では余行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。</li> <li>○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。</li> <li>○ 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。</li> <li>○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。</li> </ul>
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。</li> <li>○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。</li> <li>○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○ 従業員に対して夕暮れ時や夜間における運転時の注意事項について周知しましょう。</li> <li>○ 反射材用品等の着用を呼び掛けましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。</li> <li>○ 家庭、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。</li> <li>○ 従業員に対して安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。</li> <li>○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。</li> <li>○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。</li> <li>○ 運転前の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。</li> <li>○ アルコール検知器を活用しましょう。</li> </ul>
実施機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。</li> <li>○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。</li> <li>○ セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間ににおける死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守、マナーアップを図る広報啓発活動を推進しましょう。</li> <li>○ 反射材用品の着装やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。</li> <li>○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。</li> <li>○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>
○ ウエブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。				

※ 自転車安全利用五則

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 自転車は車道が原則、歩道は例外   | ② 車道は左側を通行 |
| ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | ④ 安全ルールを守る |
| ⑤ 子どもはヘルメットを着用      |            |